

## 書類審査

資料4

平成28年度

## 特別農協有牛導入等事業利子補給金

評価表 NO.

32

所管部課名	畜産課	担当者	川島 正人					
事務事業名	畜産経営安定支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市特別農協有牛導入等事業利子補給金交付規則							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成28年度 予算額	2,429千円	国県支出金	千円	一般財源	2,429千円	その他	千円	その他の内容
		指標名			目標値		目標年度	
成果指標①	繁殖用雌牛の増頭			4,800頭		平成33年度		
成果指標②								
補助対象者	北さつま農業協同組合							
補助対象経費	特別農協有牛導入等事業の利子補給金							
補助対象事業・活動の内容	本市に住所を有する畜産農家を対象に、特別農協有牛導入等事業を行う農業協同組合に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付するための事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	利子補給率は年1.0%以内							
上記項目の積算方法	貸付金額×0.01							
補助を受ける3年事業(団体)等の 経過状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	2,542,000	100.0%	4,187,977	100.0%	501,985	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,542,000	100.0%	4,187,977	100.0%	501,985	100.0%
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
		返済金	2,542,000	100.0%	4,187,977	100.0%	501,985	100.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,542,000	100.0%	4,187,977	100.0%	501,985	100.0%
		支出計/前年度支出計			164.8%		12.0%	
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	2		2		2			
成果指標の推移①	4,589		4,467		4,557			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」特になし。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	その資金の管理者である農協に利子補給する形となっているが、受益者は資金を活用する畜産農家である。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	規模拡大を目指す農家が当該資金を活用した際に金利負担を軽減するものであり、経営の安定により繁殖用雌牛頭数を維持・拡大する上で必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	農家の金利負担を軽減するものであり、経営の安定と家畜の改良に資するため必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	農協が行う家畜貸付事業に対する補助であり、農協が実施する方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	薩摩川内市特別農協有牛導入等事業利子補給金交付規則に規定されており妥当である
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	畜産農家が当該事業を活用するがぎり、支援を続けていきたい。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	農協は各種補助事業に関し、農家を代表する事業主体として取り組んでいる、
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	農協が農家に対し実施している家畜貸付事業に対する利子補給であり、最も妥当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	薩摩川内市特別農協有牛導入等事業利子補給金交付規則に規定されており妥当である

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫ 規模拡大をめざす農家の金利負担を軽減するための制度であり、貸付利率の変更等を考慮しながら今後も支援を続けていきたい。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪まとめ≫

○薩摩川内市特別農協有牛導入等事業利子補給金交付規則

平成18年3月1日

規則第12号

改正 平成19年3月28日規則第27号

平成23年9月1日規則第46号

平成24年2月1日規則第1号

平成24年3月29日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、特別農協有牛導入等事業利子補給金（以下「利子補給金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第1条の2 市長は、市内の畜産農家の経営安定に資することを目的に、本市に住所を有する畜産農家を対象に特別農協有牛導入等事業を行う農業協同組合に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する。

(定義)

第2条 この規則において、「特別農協有牛導入等事業」とは、北さつま農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）の特別農協有牛預託規程及び特別農協有牛預託要領に基づき、農業協同組合が本市の畜産農家に対して行う事業をいう。

(利子補給金の利子補給率)

第3条 利子補給金の利子補給率は、年1.0パーセント以内とする。

(貸付の報告)

第4条 農業協同組合が本市の畜産農家に対して特別農協有牛導入等事業による貸付を行った場合は、その実績を速やかに、特別農協有牛導入等事業貸付実績報告書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、特別農協有牛預託規程及び特別農協有牛預託要領に基づき、農業協同組合が本市の畜産農家に対して貸し付けた日から遅滞なく償還された日までの期間（以下「計算期間」という。）における特別農協有牛導入等事業につき、その融資した額に発生する利子（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）に計算期間日数を乗じた積数を365で除して、貸付利

16号)に基づき、平成17年3月31日より前に既に交付された樋脇地域特別農協有牛預託事業利子補給金及び東郷地域限定特別農協有牛預託事業利子補給金については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月28日規則第27号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月1日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年2月1日規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、平成25年3月1日以後に北さつま農業協同組合が行う特別農協有牛導入等事業について適用し、同日前に行われた特別農協有牛導入等事業については、なお従前の例による。